

無料調停相談会

- 開催 11月14日（火）
- 時間 午前10時30分～午後3時
- 場所 山形屋1号館7階
- 内容 交通事故の損害賠償、土地建物売買・譲渡、相続等
- 受付方法 会場で直接受付
- 担当者 民事・家事調停委員
- ◎問い合わせ先…鹿児島調停協会連合会 ☎099-222-7121・内線4550

お知らせ

11月30日（いいみらい）は「年金の日」

ねんきんネット等で、年金記録等を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

■ねんきんネット

ご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンから確認できるサービスです。

※自宅でインターネットをご利用できない方は、市役所国民年金窓口でもご確認いただけます。

◎問い合わせ先…市民課市民係 ☎内線163

垂水市結婚新生活支援事業

- 対象（全ての条件満たす世帯）
 - ①平成29年4月1日から平成30年3月31日までに婚姻届を提出し、垂水市に住民票がある世帯
 - ②婚姻届提出日時点で夫婦共に40歳未満
 - ③夫婦の平成28年分の合計所得額が340万円未満の世帯
 - ④公的制度による家賃補助を受けていないこと
 - ⑤家賃を滞納していないこと
 - ⑥世帯全員に市税滞納がないこと
- 対象経費
 - ①新規の住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等）
 - ②新規の住宅取得費用
 - ③結婚に伴う引っ越し費用（引っ越し業者または運送業者への支払いに係る経費が対象）
- 補助金額 上限24万円
- 申込期限 3月31日（土）
- ※申請書は、企画政策課または市HPから入手してください。
- ◎問い合わせ先…企画政策課地域振興係 ☎内線246

垂水市民間賃貸住宅家賃助成事業

- 対象（全ての条件満たす世帯）
 - ①平成29年4月1日以降に本市に住民登録し、その日から6ヶ月を経過していない世帯または婚姻を契機として平成29年4月1日以降に市内から転居され、その日から6ヶ月を経過していない世帯
 - ②民間賃貸住宅家賃が、住宅手当を差し引いて、月額4万円以上支払う世帯（単身者世帯は月額3万円以上）
 - ③公的制度による家賃補助を受けていないこと
 - ④世帯全員に市税滞納がないこと
 - ⑤世帯全員がこの要綱による補助金を受けていないこと
- 対象住宅 次の条件を全て満たす住宅で、家賃から住宅手当を除いた額が4万円以上の賃貸物件（単身者については、3万円以上）
 - ①市営住宅等の公的賃貸住宅以外の民間賃貸住宅
 - ②社宅・官舎または寮等の事業主から賃貸を受けていない住宅
 - ③申請者が締結した賃貸借契約

市指定給水装置工事事業者の追加

- 追加指定事業者
 - ①事業者 株式会社 N.I.C
 - ②代表 中村 信幸
 - ③住所 広島市中区 舟入幸町21-23 1F
 - ④電話 082-275-5227
- ◎問い合わせ先…水道課業務係・工務係 ☎内線129・135

福祉

ハートフルウィーク

- 12月9日の「障がい者の日」を機会に、作品展、映画上映等を行います。
- ◆作品展・物販
 - 開催 12月11日（月）～16日（土）
 - 時間 午前9時～午後4時30分
 - 場所 鹿屋市社会福祉会館
 - ◆映画上映（無料）
 - 開催 12月16日（土）
 - 時間 午後1時30分開場
 - 場所 リナシティかのや
 - ◎問い合わせ先…ハートフルウィーク実行委員会事務局 ☎35-4802

に基づく住宅

- 補助金額 月額
 - ①1万5千円…垂水市内で婚姻し新居をかまえる若年夫婦世帯（夫婦共に40歳未満）
 - ②1万5千円…市外からの転入世帯（中学生以下の子どもが2人以上の世帯）
 - ③1万円…市外からの転入世帯
 - ④5千円…市外からの単身者転入世帯
- 申込期限 3月31日（土）
- ※申請書は、企画政策課または市HPから入手してください。
- ◎問い合わせ先…企画政策課地域振興係 ☎内線246

垂水市空き家バンク移住促進事業補助金

- 対象者（全ての条件満たす者）
 - ①本市に住民登録し、6か月経過していない方
 - ②空き家バンク賃貸物件に新たに入居された方
 - ③市税の滞納がない方
- 対象住宅 空き家バンク登録物件で、家賃が月3万円以上の賃貸物件
- 補助金額 月額

- ①1万5千円…中学生以下の子どもが2人以上の世帯
- ②1万円…中学生以下の子どもが1人の世帯
- ③5千円…単身世帯
- ④1万円…①～③以外の世帯
- 補助期間 3年間
- ◎問い合わせ先…企画政策課 ☎内線246

秋の全国火災予防運動

火災が発生しやすい時季を迎えます。生命と財産を守るために、火災予防にご協力ください。

■期間 11月9日（木）～15日（水）

■住宅用火災警報器 平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務化されています。未設置の方は早期に設置をお願いします。



◎問い合わせ先…垂水市消防本部 予防係 ☎35-1019

パブリックコメント、ご意見をお待ちしております！

パブリックコメント制度とは計画や条例など市の政策を作る時に、その内容等を公表し、市民から提出された意見を参考にして意思決定を行う手続です。多くの方からのご意見をお待ちしております。なお、本制度は政策の賛否を問うものではありません。また、集計結果はHP等で公表し、意見提出者への個別回答は行いません。

垂水市火災予防条例の一部改正（素案）

■策定の背景・目的

消防法令の重大な違反による火災等を踏まえ、防火対象物について、その名称や法令違反の内容等を公表することにより、利用者等の防火安全の認識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、適正な防火管理業務と消防用設備等の設置促進を目的とするものです。

■策定により期待されること

違反対象物の情報の公表により、利用者が建物を利用する際の判断材料となる。また、防火安全体制の確立と違反状態の早期是正が期待される。

■募集期間 11月27日（月）～12月27日（水）

■担当課

垂水市消防本部予防係

TEL：32-1019（内線 119・250） FAX：32-8119

mail：29-03@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

■案の公表場所

消防本部、市役所ロビー、牛根・新城両支所、市HP

■意見提出方法

直接、郵送、FAX、メール、市HP専用フォームでの投稿